

鳥取市こどもエコクラブ活動支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市こどもエコクラブ活動支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、こどもエコクラブ全国事務局に登録済の市内のこどもエコクラブ（以下「こどもエコクラブ」という。）に対し、こどもエコクラブが実施する様々な環境学習・活動を支援することにより、環境を大切にする心と行動力の育成を図り、幼児から高校生を中心に大人を含めた地域活動の活性化に資することを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、前条の目的の達成に資するためこどもエコクラブが実施する環境学習・活動（次のいずれかに該当するものを除く。）とする。

- (1) 政治活動又は宗教活動を目的とするもの
- (2) 営利目的のもの
- (3) その他市長が適当ではないと認めるもの

(補助金の交付)

第4条 本補助金は、補助対象事業に要する別表に掲げる経費（当該年度の4月1日以降で規則第5条第1項の規定による交付決定の前日に実施した補助事業に要した経費を含む。以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に10分の10を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、こどもエコクラブに登録されているメンバー及びサポーターの数の総数に500円を乗じて得た額又は15万円のいずれか低い額を限度額とする。

2 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者（同条例第2条第1項に規定する「事業者」の定義に従い、県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者をいう。以下同じ。）への発注に努めなければならない。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、同条第1項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、補助対象事業を実施する年度の7月末までに行わなければならない。

2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号に掲げる書類は様式第1号に、同条第2号に掲げる書類は様式第2号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額を伴う変更
- (2) 補助事業の目的、効果に変更をもたらす変更
(着手届を要しない場合)

第7条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規

定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第12条の規定による報告は、次に掲げる日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(1) 補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から10日を経過する日

(2) 補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月10日

2 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号に掲げる書類は様式第1号に、同条第2号に掲げる書類は様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助対象事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、速やかに市長等に報告し、市長等の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか本補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年6月22日から施行する。

この要綱は、平成25年7月8日から施行する。

この要綱は、平成26年7月29日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

この要綱は、令和7年5月19日から施行し、令和7年度の補助事業から適用する。

別表（第4条関係）

- 1 報償費…講師等への謝金（事業実施団体の構成員に対するものは除く。）
- 2 旅費
- 3 需要費…消耗品費、燃料費、チラシ印刷費等
- 4 役務費…行事保険料等
- 5 委託料…事業の一部業務を第三者に委託する場合の経費
- 6 使用料及び賃借料 自動車の借上、会場の借上料等
- 7 食糧費（交付対象経費になるか否かについては、個別に内容を審査する。）
- 8 備品購入費（交付対象経費になるか否かについては、個別に内容を審査する。）
- 9 その他 市長が必要かつ適切と認めたもの（交付対象経費になるか否かについては、個別に内容を審査する。）

様式第1号（第5条、第8条関係）

年度子どもエコクラブ活動事業計画（報告）書

1 エコクラブの名称		
2 活動（予定）内容	時 期	内 容
3 事業実施場所		
4 活動に要する経費の総額	円	
5 県内事業者への発注が困難である理由 (止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難であるとあらかじめ分かっている場合に記載)		
6 他の補助金等の活用の有無	有 ・ 無	
	※他の補助金等の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。	
	※「有」の場合は、下記に記載してください。	
	活用する補助金等の名称	
事業内容		
当該補助金等に係る問い合わせ先	部署名・団体名： 連絡先電話番号：	
7 その他参考事項	メンバー数	人
	サポーター数	人
	合 計	人
	添付書類 ①子どもエコクラブ全国事務局に登録した人数が確認できる書類（登録用紙、あるいは変更届の写し） ②メンバー及びサポーターの年齢と氏名が記載された名簿 ③活動状況（実績）がわかる成果報告書（活動報告書提出時）	
8 消費税の取り扱い	一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・ 特定収入割合が5%を超えている公益法人等・ 地方公共団体・仕入控除額が明らかでない一般課税事業者 ※消費税の取り扱いについて、該当するものに○をしてください。	
9 連絡先	サポーター名 電話番号	

